

No. 176 (2024/2)

アップル社による iOS アプリにかかる制限と独占禁止法との関係

Epic Games, Inc. v. Apple Inc.

弁護士 佐藤郁美

目次

第1	はじめに.....	1
第2	Epic v Apple 訴訟.....	1
1	事案の概要.....	1
2	本事件における争点.....	2
3	連邦高裁の判断.....	3
第3	他国の対応.....	7
1	日本の対応.....	7
2	欧州の対応.....	8
第4	最後に.....	9

第1 はじめに

2024年1月16日（現地時間。以下同じ。）、米国の連邦最高裁判所は、2020年8月にゲームの開発・販売事業者であるエピック・ゲームズ・インク社（以下「エピック社」という。）によってiPhoneを製造・販売するアップル・インク（以下「アップル社」という。）を相手方として提訴されたEpic Games, Inc. v. Apple Inc.事件（以下「本事件」という。）の上告を棄却し、本事件にかかる第9巡回区連邦控訴裁判所（以下「連邦高裁」という。）の判決（2023年4月24日判決、以下「連邦高裁判決」という。）が確定した。

本事件は、アップル社がiPhone等のオペレーションシステム（以下「iOS」という。）上で販売・配信・稼働されるアプリケーション（以下「iOSアプリ」という。）の販売をアップル社のApp Storeを通じて行うこと、アプリのダウンロード及びアプリ内の課金についてアップル社の決済システムであるIAP（in-app payment processor）を利用すること等をiOSアプリの開発・販売事業者（以下「iOSアプリ開発者」という。）に義務付けたことが米国の連邦法（独占禁止法）であるシャーマン法及びカリフォルニア州法である不正競争防止法に違反するか否かが争われた事案である。

連邦高裁判決は、連邦法であるシャーマン法違反を否定し、カリフォルニア州法である不正競争防止法違反を認定した第1審裁判所であるカリフォルニア北部地区連邦地方裁判所（以下「連邦地裁」という。）の判決（2021年9月10日判決。以下「連邦地裁判決」という。）を支持しており、その理由を詳細に説明していることから、本稿においてはこの連邦高裁判決を紹介する。

なお、アップル社は、世界の市場においてiOSアプリ開発者らに対してガイドラインあるいは契約により各種の販売や決済にかかる制限を課しており、各国において独占禁止法（米国では反トラスト法、EUでは競争法という。）への違反が問題となっている。本稿では、併せて日本及びEUにおける状況についても触れることとする。

第2 Epic v Apple 訴訟

1 事案の概要

全9ページ。サンプルにつき、以下省略